

平成30年度

## 社会福祉法人聖愛会事業計画

### ☆社会福祉事業

特別養護老人ホーム事業

地域密着型介護事業

短期入所生活介護事業(特養に含む。)

通所介護事業

居宅介護支援事業

社会福祉法人聖愛会事業

### ☆社会福祉法人聖愛会診療所事業

## 「聖愛会の平成30年度の整備事業」

当法人の介護保険適合施設整備は平成15年度を以って完了いたしました。高野町では、平成20年に高齢者のピークが過ぎ施設入所者が減少していくなか、施設の資源をどう活用していくかが緊急の課題となり、他のサービス展開も視野にいれる必要がある。国は平成26年6月に「医療介護総合確保推進法」を成立し、平成27年度から予防給付の一部（訪問介護・通介護）を「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」という市町村が実施する地域支援事業へ移行、通所介護の機能分化の明確化と小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行と再編、特養への入所対象を原則として要介護3以上に限定するなど大きな制度改正がなされた。さらに平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立し、全ての社会福祉法人に事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みの責務が求められることとなりました。当法人としましては改正法への対応が求められ平成29年度から施行する定款変更も行ったところです。

平成30年度には、医療と介護の一体化を図るため、第7次医療計画と介護保険事業計画の始期を統一し、同時報酬改定となります。今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設として「介護医療院」が創設されます。

介護報酬では、看取り介護の強化と看護体制の充実がなされるとともに、デイサービスでは高野町の介護予防（通所）が総合事業へ全面移行するなど、これらの事項に十分留意しつつ適正に対応してまいります。

昨今の、運営の厳しいなか当法人全体の改善策として、一体的かつ効率的な運営を行い、介護力の不足や不手際による無駄な入院を減らす。②長期入院による空きベットをショートステイに使用する。③入所欠員の補充を速やかにする等。課題に取り組んでまいります。

当町は冬場の在宅生活が困難な要介護対象者が急増し、運営の形態を見直す必要があると思われるのでグループホーム事業をした施設の利用について高野町と運営方法を協議しているところです。

また、高野町の高齢者人口の減少に伴い、今後伊都橋本地域のみならず、大阪市などからも入所希望者を募る必要から、各方面に施設のパンフレットを配布しております。

平成24年4月1日より高野山病院入院ベット40床が無くなり高野山総合診療所に事業が変更、在宅で生活している要介護者が地元で入院治療を受けることが出来なくなりました。在宅で居住している高齢者を医療と介護の両面を支える施設の役割として、当法人として新たな地域支援を生きがい事業として、支援をすすめています。

一方で、設備等の老朽化も目立つので、優先順位をつけて計画的に修繕しますとともに職員住宅利用全体32戸のうち、13戸が空室であり、それらの活用をも含め進めてまいります。

## 住み慣れた地域で生活を継続することができるように

### ～具体的な行動と実践～

1. 私たちは、職業奉仕・社会奉仕の実践活動を行ないます。
2. 私たちは、教育・訓練を積極的に受けることによって、質のよいサービスを提供できるように努力します。
3. 私たちは、介護福祉士の資格を取得し、国で認められた医療行為をできるように取り組みます。
4. 私たちは、利用者主体のサービスを提供できるように取り組みます。
5. 私たちは、地域の医療機関と連携を保ち、介護の軽度化、認知症ケア、ターミナルケアに取り組みます。
6. 私たちは、施設の利用者が地域の公共施設を積極的に利用し、地域の人々と交流できるように支援します。
7. 私たちは、施設の利用者が身に付けてきた生活文化を継承し、紹介します。
8. 私たちは、施設の利用者とともに世界遺産のまち高野町を紹介します。
9. 私たちは、施設の利用者とともに地域の食文化を紹介します。